

滋賀県公安委員会告示第 105 号

次の者につき、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5 条第 5 号の規定による特例指定占有者の指定をしたので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）第28条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 21 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英



1 氏名又は名称及び住所又は所在地

株式会社ダイナム

東京都荒川区西日暮里二丁目27番 5 号

2 代表者の氏名

代表取締役 保坂 明

3 指定年月日

令和 7 年 8 月 21 日

4 施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
ダイナム 近江店	米原市顔戸字大総653番地 1
ダイナム 滋賀愛知川店	愛知郡愛荘町長野字小尻24番地
ダイナム 滋賀湖北店	長浜市湖北町八日市字亀ヶ淵1118番地
ダイナム 滋賀八日市店	東近江市寺町字栗林533番地
ダイナム 滋賀湖南店	湖南市柑子袋字中之町250番地 7
ダイナム 滋賀彦根店	彦根市平田町241番地 1